

国立大学法人電気通信大学連携教員に関する規程

平成27年 3月26日

改正

平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の連携教授、連携准教授及び連携講師（以下「連携教員の称号」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、連携教員とは、本学及び本学と協定を締結している大学（以下「協定大学」という。）との間で相互の合意に基づき本学へ授業科目を提供する協定大学の教員をいう。

(選考)

第3条 連携教員の選考は、協定大学からの推薦に基づき、学術院教授会の議を経て、学長が行う。

2 前項の推薦は、別紙様式1の連携教員推薦書によるものとする。

(称号付与)

第4条 前条の規定により選考された者には、連携教員の称号を付与する。

2 連携教員は、本学において授業を担当することができる。ただし、当該授業担当に伴う給与は支給しない。

(付与期間)

第5条 称号の付与期間は、本学で授業科目を担当する期間とする。

(通知)

第6条 連携教員の称号は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

国立大学法人電気通信大学連携教員に関する規程に基づき、以下のとおり連携教員として推薦します。

連携教員推薦書

所属	職	氏名	専門分野	担当科目	備考 (※)

※大学院の授業科目を担当する場合は在籍大学での大学院担当資格を備考欄に記載すること。

包括協定等名称 (締結年月日) : 国立大学法人電気通信大学と〇〇〇〇〇〇〇大学との間
における連携・協力の推進に関する基本協定書
(元号) 年 月 日)

〇〇〇大学長
〇〇 〇〇